

令和元年 第7回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年7月2日（金）午後1時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 恒松 直之

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規程による届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

証明願に対する証明事項の報告について（平成31年1月1日～令和元年
6月30日）

報告第3号

開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について

日程第3 その他

出席委員 6名

※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 1名

※ 番号は議席番号

4番 恒松 直之

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後 13 時 00 分 開会

(局 長) 只今から令和元年第 7 回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は 6 名で、委員定数 7 名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、恒松会長は都合で欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

よって、本日は、総会会議規則 2 3 条第 1 項の規定により浜川職務代理者が議長として議事を進行いたします。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質問等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長の許可を得て下さい。

よろしく申し上げます。

それでは、浜川職務代理者、よろしくお願いいたします。

(会 長) 本日は、定期検討会、推進会議に引き続き、お昼をはさんでの総会となりました。

大変お疲れのところ、引き続きよろしくお願い申し上げます。

先月 6 月は、さつま芋の苗植えを行う予定でしたが、芋の苗が間に合わない等の事情もあり、急遽中止になりました。

皆様には、農作業等の予定もありましたでしょうから、色々ご心配もおかけしました。

また、先月の25日から東山の椿・後畑地区を皮切りに農地パトロールも始まりました。

パトロールは今月の31日の浜脇地区で終了となりますが、ちょうど梅雨時で、今日も雨で現場のコンディションもあまりよくないかと思われますので、十分気をつけて事故のないようにパトロールして下さい。

それからまた、事務局も異動等あり、慣れないこともあるかもしれません。

また、事務局は1ヶ月間つきあわないといけませんのでご協力をお願いします。

(局長) 本日の総会議案は、お手元に配布いたしております、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」が2件、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」が1件、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)「農地法第3条の3の規定による届」が1件、(2)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が4件、報告第2号(平成31年1月1日～令和元年6月30日まで)の証明願に対する証明事項の報告、報告第3号「開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について」が2件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条及び第23条により、会長の職務代理者である浜川委員に議長をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(議長) それでは、本日の総会は、総会第7条及び第23条により、職務代理者として、議長を努めますのでよろしく願いします。

それでは、これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名いたしたいと思いま

すが、よろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(議 長) ご異議がないようでありますので、3番 園田委員 6番 久保委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」です。

事務局から農地法改正に伴う農地所有適格法人についての説明を含め、申請番号1番と2番について、説明をしてください。

(事務局) ご説明いたします。

申請番号1番2番とも、農地所有適格法人を新規に設立し、農地を取得するものがあります。

委員さんもすでに周知のことと思いますが、別府市では28年の農地法改正後初めて農地所有適格法人からの申請が提出されましたので、ここで農地所有適格法人につきまして、簡単な資料がございますので、ご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

総会議案資料です。

平成28年4月1日施行の改正農地法で、農地を所有できる法人の要件等の見直しが行われました。

法人が6次産業等をはかり経営を発展させやすくする観点から、農地を所有できる法人の要件が緩和されております。

主な改正ですが構成員要件の緩和でございます。

以前は、農業関係者の議決権が総議決権の4分の3以上となっておりますが、こ

れが2分の1以上に緩和されております。

また、役員の過半が農業の常時従事が原則年間150日以上であったものが、役員または重要な使用人の1人以上が農作業に従事する日数が60日以上に緩和されております。

申請番号第1及び第2とも、農地所有適格化法人の農地取得の申請でございます。2件とも農地保有適格法人届出書が提出されており、登記事項証明、定款、営農計画等で審査いたしました結果、農地保有適格法人の要件を満たしておりましたので、報告いたします。

それでは、申請番号1番より、議案に添いまして説明いたします。

お手元の資料2ページの地図をご覧ください。

農地法第3条許可申請①のマーカで印を付けている部分です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」です。

番号1

譲渡人 別府市上人仲町△番△号 ○○○○ 職業 無職

譲受人 別府市大字野田フイガ城△番△

○○○○ (代)○○○○ 職業 法人

区分は都市計画区域外、農業振興地域です。

申請の土地 大字天間字大原△番△ 田(荒地)△㎡ 外7筆

合計 △△㎡

譲受人の現在の経営状況ですが、この3条許可を受けてからの農業参入でありますので記載しておりません。

申請の理由は、譲渡人は、父の逝去に伴い、天間の一連の土地を相続しましたが、天間に居住しておらず、農地の耕作、また保全をすることが困難となったため、譲り渡したい、譲受人は、この度、新規事業としていちごの生産を行う法人を設立するにあたり、農地をさがしていた。特にいちごの苗の栽培には寒暖さのある気候が適して

おり、いちごの苗栽培に適している申請地を譲り受け農業経営に精進したいというものでございます。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、申請番号1番について、3条の許可申請でございますので、地元の農業委員の久保委員から、何か補足説明はございませんでしょうか？

(久保委員) 説明させていただきます。今般提出されました3条申請の経緯につきまして、地元の農業委員として説明させていただきます。

申請のあった土地は、現在〇〇〇〇さんの所有となっていると聞いております。父親の〇〇〇〇さんがなくなり、長男の〇〇さんが相続したそうです。市内に住んでおりますが、時々、家の窓を開けたりして田畑を守っておりました。

〇〇〇〇さんの奥さんが市役所の農業委員会に来て、今は〇〇〇〇さんが耕作してくれているが、将来のことを考えると管理も出来ないのでは、誰か買ってくれる人がいないだろうか、と相談に見えたそうです。

その際、事務局の職員が、地元の農業委員に相談してみてもどうかという話をしたそうです。それで、〇〇さんが相談に見えまして、私も親戚やら知り合いやらに農業をしてくれる人はいないか聞いていたところ、今回の法人が農地をさがしているということでした。

聞いてみると、いちごの苗の栽培をするのに天間のような寒暖差のある気候が適しており、このような農地をさがしていたということで今回の申請になったようです。2枚の田にビニールハウスをたて、いちごの苗を栽培し、後の農地では米を作るといふことです。それで行く行くは規模を拡大していきたいと言っていました。会社ということですので、手続き等は事務局に聞くように伝えました。

天間も農振地域でありますので、だんだんと荒れていくより意欲のある法人に耕作し

てもらおうのもいいのかなと思います。

(議 長) ありがとうございました。只今、事務局と地元の農業委員からの補足説明が終わりました。申請番号1番につきまして、異議や何かご意見はございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議 長) それでは異議もないようですので、議案第1号の申請番号1番は許可することに決定いたしました。

(議 長) 次に、議案第1号申請番号2番について事務局の説明を求めたいと思いますが、申請者は△番委員(〇〇〇〇)でございますので、別府市農業委員会総会会議規則第13条に「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」、とありますので、ここで△番委員さんには一旦、退室をお願いします。

(〇〇〇〇退室)

(議 長) それでは議事に戻ります。
申請番号2番について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) それでは、申請番号2番について、議案に添いまして説明いたします。
お手元の資料3・4・5ページの地図をご覧ください。
農地法第3条許可申請②のマーカーで印を付けている部分です。
なお、さきほどもご説明いたしましたが、合同会社〇〇〇〇につきましても、農地保有適格法人の要件を満たしております。

番号2

譲渡人 別府市大字鶴見△番地の△ ○○○○ 職業 農業

譲受人 別府市大字鶴見△番地の△

合同会社 ○○○○ 代表役員 ○○○○ 職業 法人

申請地の区分は、都市計画区域外・農業振興地域、一部市街化区域でございます。

申請の土地は、大字内成字コカノ原△番△外3筆の合計△△㎡でございます。

譲受人の現在の経営状況ですが、この3条許可を受けてからの法人の農業参入でありますので記載しておりません。

申請の事由でございますが、譲渡人は、現在保有している農地でかぼす栽培の個人経営をしておりますが、この度、申請地を合同会社○○○○に所有権移転することにより、「かぼす」栽培の更なる発展と国内外への知名度アップを図りたい、譲受人は、○○○のかぼす果樹園を取得し、農業法人として経営する中で、県内農家や行政との連携を深め、かぼすの知名度を上げていきたい。また、今後の継承者を育てつつ、管理農地の拡大につとめたい、というものでございます。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。この申請につきましても3条の許可申請でございます。地元の農業委員の園田委員から何か補足説明はございませんか？

(園田委員) ○○○○さんとは、もう2年間くらいお付き合いをしていますが、大変誠実で農業振興に対する熱意もある方と思います。内容については、まず間違いないと思いますし大変いいのではないかと思います。

(議 長) ありがとうございます。只今、事務局と地元の農業委員からの補足説明が終わりました。申請番号1番につきましても、異議や何かご意見はございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) ご異議もないようですので、議案第1号の申請番号2番については、許可することに決定いたしました。

事務局、△番委員に入室してもらってください。

(〇〇〇〇入室)

(議長) ただいま、審議いたしました結果、△番委員より申請がありました農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決定いたしました。

(〇〇委員) どうもありがとうございました。別府で農業を始めて10年になりますが、まだまだ皆様方には到底及びませんが、今後とも新しい農業のあり方について模索してまいりたいと思いますので、みなさまのご指導よろしく申し上げます。

(議長) それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書申請書について、説明いたします。

お手元の資料6ページの地図をご覧ください。

農地法第5条許可申請①のマーカで印を付けている部分でございます。

それでは、議案3ページをお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議についてでございます。

申請番号1番

譲渡人 別府市南町△番△号 〇〇〇〇 職業 会社員

譲受人 別府市石垣西三丁目△番△号

株〇〇〇〇 代〇〇〇〇 職業 建設業

区分は、市街化調整区域

申請の土地は、大字浜脇字野田△番△ 田（荒地）△△㎡

施設の概要といたしましては、資材置場・駐車場用地として、

申請の理由は、譲渡人は、会社勤めをしており、健康面にも不安があるため譲渡したい、譲受人は、建設業を営んでおり、現在の資材置場が不足しているため、申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として使用したい、以上でございます。

なお、この案件については、調整区域であります但しすでに建物が建築されており、違反転用の状態となっております。

この状態での許可審議でありますので、事務局といたしましては、都市政策課と協議し、この状態の解消が必要であることを確認いたしました。

本日の総会で建物撤去を条件とする宅地造成許可を条件にこの申請を許可するという結論になりましたら、許可書を交付するという同時許可の流れになると思いますが、許可をするかどうかは、農業委員会総会において審議することを申請者に伝えております。

なお、誓約書・周辺同意書・念のため宅地造成に関する工事の許可申請書の写しも添付させております。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。この申請につきましても許可申請でございます。地元の農業委員の星野委員から何か補足説明はございませんか？

(星野委員) 今、事務局の説明どおりです。もう現時点では違反転用の状態となっております。今回の審議で建物を撤去し違反転用の解消をしたいと思っております。

(議長) 只今、事務局と地元の農業委員さんからの補足説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見はございませんか。

(各委員) 意見なし。

(議 長) それでは、この案件につきましては、申請地の宅地造成に関する工事の許可あり次第を条件として、農地法第5条の規定による許可をすることに決定してよろしいでしょうか？

(各委員) 異議なし。

(議 長) それでは、異議なしということで、この案件につきましては、建物撤去を前提とし、申請地の宅地造成に関する工事の許可あり次第ということを経済条件として、許可することに決定いたします。

事務局は、次の総会において、この件の経過を報告してください。

(議 長) 次に、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告」についてです。

それでは、事務局から一括して説明を求めます。

(事務局) はい、それでは説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」です。

(1) 農地法第3条の3の規定による届

番号1

申請人 福岡県大野城市曙町三丁目△番△号 ○○○○ 前所有者 ○○○○

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字浜脇字登り立△番 田(荒地) △△㎡ 他2筆

合計△△㎡

県道別府挾間線の隠山入口バス停より柳地区方面に△m程入る道沿いです。

登記年月日 平成31年3月24日 相続による登記です。

取得した権利は所有権

あっせん等の希望は賃貸・売買とあります。

届出年月日 令和元年6月7日です。

5ページをご覧ください。

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

申請番号1番及び2番は、公共工事の残土の仮置き場としての一時転用でございます。

公共工事の場合は、転用許可不要であります。その残土置場とする場合は、一時転用届が必要となります。

以前は、周知が行き届いていたのですが、業者さんも残土の仮置場にするための一時転用届出の必要があることを知らなかったようでございます。

連絡し、説明いたしましたところ、速やかに届出が提出されました。

今後とも、県の土木事務所との連携をとってまいりたいと思います。

それでは、読み上げてご説明いたします。

番号1 一時転用でございます。

賃貸人 別府市大字鶴見△番地 持分3分の1 ○○○○外1名 職業 農業

賃借人 別府市大字鶴見△番地の△ ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○

職業 土木建設業

区分は市街化区域

申請の土地 大字鶴見字奥山田△番△ 田(田) △㎡

場所は、大分自動車道別府明礬橋の○側

施設の概要は、公共事業の為の残土置場として △㎡

転用の時期は、平成29年11月11日から令和元年12月31日までです。

専決年月日 令和元年6月6日

番号2

賃貸人 別府市大字鶴見△番地の△ ○○○○ 職業 農業

賃借人 別府市大字鶴見△番地の△ ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○
職業 土木建設業

区分は市街化区域

申請の土地 大字鶴見字奥山田△番△ 田(田) △m²

場所は1番の土地の隣接地です。

施設の概要は、公共工事の残土置場、△m²

転用の時期は平成29年11月11日から令和元年12月31日です。

専決年月日 令和元年6月6日

6ページをお開きください。

番号3

譲渡人 別府市上田の湯町△番△号

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 職業 不動産業

譲受人 別府市北浜3丁目△番△号 ○○○○ 職業 会社役員

区分は市街化区域

申請の土地 大字鶴見字水車△番△ 田(雑種地) △m²

場所は、馬場△組△ 亀の井バス馬場バス停から△m東市道沿いです。

施設の概要は、建売住宅用地として、木造2階建て △m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 令和元年6月10日

番号4

譲渡人 別府市大字鶴見△番地の△

持分2分の1 ○○○○外1名 職業 会社員

譲受人 別府市大字鶴見△番地の△ ○○○○ 職業 建設業

区分は市街化区域

申請の土地 大字鶴見字△番△ 原野(荒地) △m²

場所は扇山△組△ 別府インターの東 ○○○○の南隣です。

施設の概要は、駐車場用地として 砂利敷 △㎡

転用の時期は届出受理後

専決年月日 令和元年6月14日

以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。報告第1号については報告事項ですので、ご了承ください。

次に、報告第2号「証明願に対する証明事項の報告について」です。

事務局の説明をお願いします。

(事務局) 7ページをお開きください。

報告第2号は、証明願に対する証明事項の報告について（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）でございます。

番号1 大字内竈字金丸△番外9筆 地目 田 地籍△㎡

別府市火売△組の△ ○○○○ 耕作証明

番号2 大字内成字コカノ原△番△ 地目 原野 地籍 517㎡

別府市内成△番地△ ○○○○ 非農地証明

番号3 青山町△番△ 田 △㎡

大分市荷揚町△番△号 ○○○○

○○○○ 代理人弁護士 ○○○○ 小作地台帳から抹消されたことの証明

8ページをお開きください。

平成31年1月1日から令和元年6月30日までの諸証明事項別処理状況です。

3件となっております。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。報告第2号についても報告事項ですので、ご了承

承ください。

続きまして、報告第3号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」、事務局は説明をしてください。

(事務局) 9ページをご覧ください。報告第3号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」

番号1

申請者 別府市石垣東10丁目△番△号

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○

開発区域の位置 大字内竈字上別府△番△外5筆及び同所△番△地先河川

合計△㎡。場所は国立第二 ○○○○で、○○○○の東側です。

ここは、市街化区域 商業地域です。

開発目的は、共同住宅及び分譲住宅です。

事務局の所見として、申請地は農地ではないため、意見なし。周辺に農地がないか確認し、被害が生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください、と回答しております。

番号2

申請者 別府市大字鶴見字中野△番地△

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○

開発区域の位置 大字鶴見字前田△番△番△ △㎡。

場所は小倉△組△ 九州横断道路沿い 旅館「○○○○」の南側です。

ここは、市街化区域第2種住居地域です。

開発目的は、店舗・作業場

事務局の所見として、申請地は農地を含むため、開発許可書の写しを添付のうえ、

農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください、と回答しております。

以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。報告第3号についても報告事項ですので、ご了承ください。

以上で本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

次に、その他 (1)「令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見」でございます。

資料1 ページ～2 ページですが、前回の総会で、事務局が案を作成し、農業委員の意見を求めておりましたが、別に修正追加のご意見もなかったため、これを別府市農業委員会の意見として提出いたしたいと思っております。

(議 長) 次に(2) 農地農業相談の報告をお願いします。

(事務局) それでは、6月20日に行われました、農地農業相談は相談者が1名ありましたのでご報告いたします。

お名前は〇〇〇〇さんといって出身は和歌県で、以前はサラリーマンをしていたそうです。現在は別府駅前に居住して、今年の5月から中津市内の休耕地を貸してもらい、野菜を栽培しているそうです。

今後は、別府市内で、土地を借りて、野菜づくりを希望しております。

別府を希望する理由は、人口が減少していることと、農業を通して地域活性化に貢献したいと思っているそうです。

農業の担い手が不足している中、若者が入っていくことで地域も元気になると思うので、たとえば、APUの学生にも農業体験をしてもらえば、興味を持ってもらえるのではないかと考えているそうです。

大学時代に芦屋市で、無農薬販売の八百屋に行った際、エリンギがとても高価で、それを疑問に思ったことがあり、もっと消費者とつながり、おいしい野菜を安価で作りたいと思ったことが農業をはじめたきっかけで、その後休耕地を借り、農業を教わったこともあり、悩んだ末、サラリーマンを辞め、現在に至っているそうです。

本人さんは、一人で中津で農地を借りて農業をしているようです。

久保委員さんから、農業は一人では足りないのではと聞いたところ、周りの人にとっても助けられているので、どこか使ってもよい土地はあるか聞かれました。

これに対して、久保委員さんから、別府市内は、東山、天間、内成地域が農振地域で、天間だったら案内をする旨伝えました。天間は気候に温度差があるのでおいしい野菜が出来、伊藤委員さんも天間でトマトを作っていること説明。また、市内には、地熱を利用して、バナナ、パイナップル、マンゴーを作っている人やタイ料理のお店をしている人もいることを話すと、田尻さんは、とても面白いと思う、そういった人と協力しあって活動を強化していきたいと言っていました。

また、委員さんから、市街化にも農地はあるので、いろいろ見てもらって、どの辺がいいか検討してもらえば、他の委員にもつなげることもできますので、地域がある程度決まったらさらに具体的に話が出来るとでしょう、まずは、天間を見ましょうということでお話をしております。その後、久保委員さん、どうなってますか？

(久保委員) その後、何も言ってきません。ただ、メールが来まして、20日の夜19時59分ですね。本日、市役所に行き、お時間いただきました〇〇です。今後よろしく願いしますというメールが来たので、可能性があるのかな、と思っていたところですが、その後何も言っていないのでどうなってるのかなあと思っていたところですが、

(議 長) 相談者から個別にまた内成とか例えば東山とか、そういったところにまた相談者から連絡があった時には、また農業委員さんのほうで連携していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、一応農地農業相談については以上ですけど、よろしいでしょうか？

それでは、最後になりますが、6月26日に「担い手アクションサポートチーム会議」がありまして、星野委員が出席しましたので、報告事項があればお願いします。

(星野委員) 3回目の出席になりますが、やっていることはいつも同じです。6月から7月、今後スケジュールの確認をいたしました。総会シーズンということもあり、かなり多くの総会がこの農業関係でも行われています。とくに大きな議題はありませんでしたが、振興局のほうからですね、農業の発展のためのチームを作りたいということで、ひとつこう提案があったんですね。その中で各行政、農林もそうですし、JAもそうですが各チームに対する担当をとということで、藤本さんのほうで登録をしておりますのでよろしくをお願いします。以上です。

(議 長) それでは以上を持ちまして、令和元年度第7回農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 0 5 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 3 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 6 番 委 員 _____ 印